

電波監理審議会（第 1 1 4 3 回）議事録

1 日時

令和 7 年 5 月 2 6 日（月） 1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 4 6

2 場所

W e b 会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

吉田 恭子（総務課長）、中村 裕治（電波政策課長）、
廣瀬 照隆（基幹・衛星移動通信課長）、小倉 佳彦（基幹通信室長）、
佐藤 輝彦（移動通信企画官）

(4) 幹事

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）
柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

4 目次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項	
電波法施行規則等の一部を改正する省令案（インマルサット I o T 型の導 入に向けた制度整備）（諮問第 1 5 号）	1
(3) 報告事項	
① 伝搬障害防止区域の指定状況等	6
② 有効利用評価部会の活動状況	1 1
(4) 審議事項	
有効利用評価方針改定案	1 3
(5) 閉 会	1 9

開 会

○笹瀬会長 おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の５月期会議につきましては、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第６号第５項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題に関しましては、お手元の資料のとおり、諮問事項１件、報告事項２件、それから審議事項１件となっております。

それでは早速議事を開始いたしますので、総合通信基盤局の職員の方に入室していただくよう、御連絡をよろしくお願いいたします。

（総合通信基盤局入室）

諮問事項（総合通信基盤局）

電波法施行規則等の一部を改正する省令案（インマルサットＩｏＴ型の導入に向けた制度整備）（諮問第１５号）

○笹瀬会長 それでは議事を開始いたします。

諮問第１５号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案（インマルサットＩｏＴ型の導入に向けた制度整備）」につきまして、廣瀬基幹・衛星移動通信課長から御説明をよろしくお願いいたします。

○廣瀬基幹・衛星移動通信課長 おはようございます。基幹・衛星移動通信課

長の廣瀬でございます。

それでは諮問第15号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案（インマルサットI o T型の導入に向けた制度整備）」に関しまして、資料に従って説明させていただきます。1ページ目、2ページ目は3ページ目以降の概略を記載しておりますので、3ページ目以降を使用し、御説明いたします。

3ページ目を御覧ください。インマルサットI o T型の概要を示したものです。記載のとおり、インマルサットI o T型は、3GPPの衛星のNB-I o TでナローバンドのI o T規格に対応したシステムであり、インマルサット衛星を使用することを前提に制度化するものでございます。

次の項目ですけれども、使用する周波数はインマルサットの他システムで使っている周波数と同様であり、アップリンクが1,600MHz帯、ダウンリンクは1,500MHz帯としております。どのような利用が想定されているかといいますと、下の絵のとおり、まず携帯電話の端末にインマルサットI o T型に対応したチップを入れて携帯電話として使用する場合、車載端末として使う場合やI o T端末として使う場合が想定されております。

今回、インマルサットを使った当該システムに関しまして、開発した事業者から日本で無線局の免許を得るための制度整備をしてほしいとの要望がありましたので、それに対応して今回制度化するものでございます。

4ページ目を御覧ください。インマルサットのI o T型において使用する周波数の使用状況を一覧にしたものです。下の図を見ていただきますと、今回インマルサットI o T型はインマルサットを使いますので、インマルサットの他システム、スラヤシステムと周波数が共用しております。また、一部電波天文と共用部分があり、隣接しているシステムとしてイリジウムシステム、グローバルスターシステム、電波天文等が挙げられます。

インマルサットI o T型については、スラヤシステムと共用、イリジウムシ

システム、グローバルスターシステムと隣接となっておりますがシステムの技術基準自体、既に制度化しているインマルサットシステムと比較しまして、ほとんどの部分が既存のシステムの範囲内であり、電波の使い方は概ね既存のシステムの範囲内でございますので、インマルサットの他システム、スラヤシステム、イリジウムシステム等に影響を及ぼすものではなく、共用が可能であると判断しております。

他方、電波天文につきましては、過去、電波天文との共用に関しましては、電波天文を有害な混信から保護するために実行可能な全ての措置を取ることがこの周波数の利用上において定められておりますので、今回インマルサット I o T 型の免許申請時には、電波天文業務の関係者と運用調整を行って合意を得ることで支障が起きないようになると考えております。このような措置は既存のインマルサットのシステムと同様となっております。

5 ページ目を御覧ください。5 ページ目、6 ページ目がインマルサット I o T 型の技術基準を一覧にしたものでございます。こちらに記載の内容について、多くの項目が G S P S 型、衛星携帯電話といった既存のインマルサットのサービスにおいて定められている数値の範囲内となっております。

一部直接に比較できないもの、具体的には占有周波数帯幅の許容値や変調方式等一部直接比較できないもの、あるいは完全に合致していないものもありますが、個々の項目については G S P S 型以外のインマルサットのシステムを参考にして、影響がないと判断しております。

6 ページ目を御覧ください。6 ページ目は、技術基準のうち、スプリアス発射または不要発射の強度の許容値を定めた表でございます。今回定めようとしているのは、ヨーロッパにおいて既に定められている規格に合致していること、それから、既に当該周波数を使うこととして制度化しておりますスラヤシステムの値と全く同一であることから、問題ないと考えております。

7 ページ目を御覧ください。7 ページ目は当該システムを導入するために行う省令・告示等の改正の概要になっております。

省令改正については1 つ目に、電波法施行規則があります。電波法施行規則は、インマルサット I o T 型のシステムを包括免許の対象とするために改正をするものでございます。2 つ目は無線設備規則でございます。こちらはインマルサット I o T 型の技術的条件を規定するものでございます。3 つ目は特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則でございます。こちらはインマルサット I o T 型の地球局、無線局の無線設備を技術基準適合証明、いわゆる技適といっておりますが、技適の対象設備とすることと、技適の自己確認の対象設備とするものとして追加するものでございます。

そのほか、諮問の対象外となりますが、これらの多くは無線設備規則に基づいて定める告示になっております。

最後に訓令の改正でございます。電波法関係審査基準を改正するものであり、こちらはインマルサット I o T 型の無線局、地球局の審査をするときの審査基準を追加するものでございます。

いずれも公布の日を施行日とすることを考えております。

8 ページ目を御覧ください。今回の諮問に先立ちまして、ただいま概略を説明いたしました電波法施行規則等の一部を改正する省令案等につきましてパブリックコメント、意見募集の手続を行っております。結果として5 件の意見が提出されておまして、いずれも賛同の意見となっております。

一点、最大運用数の修正という意見が出てきております。こちらは包括免許をする際に、その包括免許下でどれだけの無線局を運用するかということに関する審査基準の規定でございまして、こちらはもともと規定していたものよりも多くの最大運用局数にしてほしいという御意見がありまして、そちらを受け入れる形としております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは御質問、御意見等はございますでしょうか。順番にお伺いしたいと思います。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。

適切な改正だと考えます。賛同いたします。以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も十分に検討した上での御提案だと思いますので、賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 私も賛同いたします。以上でございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も適切な改正と考えます。賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私も適切な修正だと思いますので、これに賛同いたします。どうもありがとうございました。

○廣瀬基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 その他、追加の御意見、御質問はよろしいですね。

それでは、諮問第15号に関しましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○廣瀬基幹・衛星移動通信課長 どうもありがとうございます。

報告事項（総合通信基盤局・有効利用評価部会）

（１）伝搬障害防止区域の指定状況等

○笹瀬会長 それでは、続きまして報告事項「伝搬障害防止区域の指定状況等」につきまして、小倉基幹通信室長から御説明をよろしくお願いいたします。

○小倉基幹通信室長 おはようございます。基幹通信室の小倉でございます。

それでは、報告事項「伝搬障害防止区域の指定状況等」について、資料に沿って御説明させていただきます。資料の２ページをお開きください。本制度の概要でございます。制度の目的でございますけれども、重要無線通信の確保と財産権の行使の調整を図ることによって、高層建築物等の建築による重要無線通信の突然の遮断等を回避することが目的でございます。

制度の概要でございますが、こちらは伝搬障害防止区域については、固定局間の電波伝搬路において指定することができる形になってございます。下に緑色の線でイメージ図を書いてございます。現状の電波法では地上しか指定できなかったところですが、今般、今国会の改正電波法におきまして水上も指定できる形で改正したところです。その点は、後ほど資料に沿って説明させていただきます。

右側に行っていただきまして、本区域内で高層建築物等を建築する場合においては総務大臣に届出が必要となってございまして、その届け出た結果、障害の有無を判定し、障害原因となる場合においては免許人と建築主へ通知が行くこととなります。その高層の部分障害になる場合には、突然遮断がしないよう障害原因となる部分については最大２年間工事を制限できることになってございまして、その後、免許人、建築主で協議を実施していただいて、こういった対策を取るのかを検討してもらいます。以上が制度の概要でございます。

資料の３ページをお開きください。先ほど説明させていただきました水上の重要無線通信の伝搬路の指定の関係ですが、まずは保護の必要性でございます。趣旨としましては、昨今、洋上風力発電を含めた水上の構造物が増加していることを踏まえまして、地上と同様に、こうした水上の構造物によって重要無線通信の遮断が起きないようにということで制度化したものでございます。

水上におきましても、例えば湾をまたがる、海岸線近くを通る、離島や岬と陸地を結ぶなど、一定の水上を通る重要無線通信がありまして、全体の１割ほどが現状においてございます。例えば、過去に陸上の風力発電設備により電波が遮断されて支障が生じた事例などもございまして、例えば資料の右側にもあるように、アンケート等でも、携帯電話サービス事業者などから基地局間の伝搬路における携帯電話の利用への支障ですとか、防災行政無線など、自治体における相互連絡に支障が生じるのではないかという懸念などの声がございます。

こういった障害発生のおそれがあることで、資料の下にありますように、区域を水上においても指定して、区域内に洋上風力発電設備等を設置する場合には届出を義務化するという制度でございます。この制度化の意義については、資料の下にありますとおり、陸上風力だけではなく洋上風力発電事業者などからも総務省に対して、伝搬路を遮断する可能性の有無などについても相談が多く寄せられておりまして、しっかり伝搬路を指定して顕在化させる意義はあるものと考えてございます。

水上指定の関係の説明は以上でございます。

４ページ目以降で、例年の指定区域の状況の御説明になります。４ページ、近年の指定区域総数の推移でございますが、３，４１９回線ということで、令和６年度末時点の数字に関しましては昨年度末の数字と同数でございました。直近５年で減少傾向でございますが、主な理由としましては、電気通信業務用の無線通信回線が有線化した、光ファイバへ移行したというような理由などが挙

げられます。

また、同数になったということで、減少傾向の中でまたほかも増えているようなものもございまして、例えば人命・財産の保護などの数字が増えています。先ほど説明したように、例えば山岳等で風力発電設備の建設を見越して新規で指定するような実態もございますので、こういったものが若干増えている理由にはなっているところでございます。

5 ページ目です。高層建築物等届出件数の推移でございます。昨年度の届出件数が全体で 4 2 5 件です。その前の年度から約 1 5 % 減少してございます。直近 5 年間では最も少なかったのですが、主にやはり電気通信事業者が新規基地局を設置するのが減っているということで、その指定総数自体がそれで減ってくることに加えまして、基地局自体が届出の対象となる高層建築物になり得るので、それ自体が減っていることで少し届出自体が減っているようなことと考えてございます。

このうち、障害原因とならないものがほとんどですが、障害原因となったものが全体で 3 件ございまして、2 件が協議中でございます。解決済みとなったものは 1 件ございまして、建築変更により障害を回避することができたということで、解決済みとなっている案件でございます。

次の 6 ページ、こちらは伝搬障害防止制度に関する規定ですので、御参照いただければと思います。

報告事項の説明に関しましては以上でございます。以上、よろしくお願い致します。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは御質問、御意見等はございますでしょうか。順番にお伺いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。

一点だけ、これは本件とは直接関係ないかもしれませんが、まず指定区域があり、その後でそこに高層建築物等、洋上風力等の計画が来ると。それでそこで協議ということだと思っています。

例えば既に洋上風力とか何か高層建築のようなものが既存の建物としてあって、それが後々やはり伝搬障害の防止でいろいろな対応をすることによって、前後の関係で逆になる場合、例えば電気通信事業者のコストとか責任において地中化するとか迂回する対応を取るというような事例があるか分かりませんが、既にある建物でその後、重要無線通信の確保の必要性が後から出てきたときの例はあるのでしょうか。その辺りお聞かせいただければと思います。

以上です。

○小倉基幹通信室長 よろしいでしょうか。

○笹瀬会長 お願いします。

○小倉基幹通信室長 大久保会長代理、御質問ありがとうございました。

基本的に、この伝搬障害防止制度に関しましては後から指定することができない。要するに例えば高層建築物が既にあるって、その風力発電設備や高層ビルが伝搬路の真っ正面にかかるような状況において、後から伝搬路を指定するような制度にはなっていないということになります。財産権の行使というところも尊重している制度でございますので、やはり後出しを基本的には認めていないということで、そういった事例も我々のほうでも承知はしていないところでございます。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは長田委員、よろしくお願いいたします。

○長田委員 ありがとうございます。水上についても同じようにこういうルールができるのはすごくいいことだなと思っています。御説明ありがとうございます。

いました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 私もこの制度につきまして理解いたしました。適切だと思っております。ありがとうございました。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 制度が適切に運用されているという報告だと理解いたしました。引き続き制度の適切な運用に努めていただければと思っております。

私からは以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私から、この改正は適切だと思います。一点質問ですけれども、これは重要無線通信の確保という観点ですけれども、ほかに同じように、このポイント・トゥー・ポイントでこういうお互いを結ぶ場合に関しての同じようなことは既に提案されているのでしょうか。海上に関してですね。これは重要無線通信に限るものなのでしょうか。

○小倉基幹通信室長 会長、御質問ありがとうございます。

基本的に、今回の改正は電波法の従前の規定内容に関して陸上だけでなく水上も指定するような形になりますので、従来の電波法も重要無線通信の突然の遮断を防ぐ取組でございますので、今回の制度改正においても重要無線通信に限ったものを対象にして遮断を防ぐ仕組みという形になってございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。

その他、追加の質問、御意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○小倉基幹通信室長　ありがとうございました。

○笹瀬会長　それでは、次に有効利用評価部会の議事に入りますので、出席されない職員の方は御退室をよろしくお願いいたします。

（総合通信基盤局（一部）退室）

（２）有効利用評価部会の活動状況

○笹瀬会長　それでは議事を再開いたします。

本日は、審議会より総務省総合通信基盤局の同席を求めておりまして、中村電波政策課長、及び佐藤移動通信企画官に同席していただくようお願いしております。私から指名した場合や、各委員からの求めがあった場合には、総務省から補足的な説明をよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項「有効利用評価部会の活動状況」につきまして、西村部会長から説明をよろしくお願いいたします。

○西村委員　承知いたしました。部会長の西村でございます。

それでは、報告資料に基づきまして部会の活動状況を御報告申し上げます。前回の４月期の電波監理審議会以降、部会につきましては２回開催いたしました。

資料上段にございます、４月２４日に開催いたしました第４５回会合における主な概要といたしましては、（１）から（３）まで３点がございます。

（１）につきましては、４月３日の部会において総務省から詳細報告を受けました令和６年度の電波の利用状況調査において、重点調査の対象となっております都道府県防災行政無線の調査結果に対する評価結果（案）について議論を行いました。

(2) と (3) につきましては、令和 6 年度の電波の利用状況調査のうち、(2) については各種無線システム・714MHz 以下の周波数帯の周波数区分ごとの調査結果、また (3) につきましては公共業務用無線局の調査結果について、それぞれ総務省から詳細報告を受けた次第でございます。

次に、資料中段にございます 5 月 15 日に開催いたしました第 46 回会合における主な概要については、(1) から (4) まで 4 点がございました。

まず (1) につきましては、本日この後御審議いただきます有効利用評価方針改定(案)に対する意見募集の結果と、提出された意見に対する電波監理審議会の考え方(案)について議論を行いました。

(2) 及び (3) は、第 45 回部会において総務省から詳細報告を受けました令和 6 年度の電波の利用状況調査の調査結果に関しまして、(2) は周波数区分ごとの調査結果に関する評価結果(案)、また (3) につきましては公共業務用無線局の調査結果に関する評価結果(案)について、それぞれ議論を行ったものでございます。

最後、(4) につきましては、令和 6 年度の電波の利用状況調査の結果のうち、各種無線システム・714MHz 以下の周波数帯の総合通信局の管轄区域ごとの調査結果につきまして、総務省から詳細報告を受けたということでございます。

最後に今後の当面の予定でございますけれども、来月の部会におきまして各種無線システム・714MHz 以下の周波数帯の評価結果(案)、また、公共業務用無線局の評価結果(案)を取りまとめ、来月の審議会において御報告の予定でございます。

部会からの報告は以上でございます。笹瀬会長にお渡しいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見をお伺いしたいと

思います。大久保会長代理の声が届いてないようですので、ちょっと順番を変えまして、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 丁寧に御検討いただいていると思っております。ありがとうございます。

以上です。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。

部会の先生方についてはお忙しい中、御検討をありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。私からは特にございません。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 西村委員、御報告ありがとうございます。スケジュールどおりに順調に検討が進められているものと理解しております。引き続きよろしくお願いいたします。質問は特にございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私からも特に質問はございません。西村部会長、どうもありがとうございます。

○西村委員 ありがとうございました。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

審議事項（有効利用評価部会）

有効利用評価方針改定案

○笹瀬会長 それでは、続きまして「有効利用評価方針改定案」につきまして審議を行います。本改定案につきましては3月8日から4月7日まで意見募集を行いまして、提出された意見の取りまとめ及び意見に対する当審議会の考え方の案を作成していただき、それらについて部会において対応していただきました。それでは、これも西村部会長から御説明をよろしく願いいたします。

○西村委員 承知いたしました。それでは、有効利用評価方針改定案の意見募集結果等について御説明いたします。私から概要を説明いたしました後、個別の御意見と考え方の案につきましては評価部会事務局から御説明をお願いしたいと考えております。

それでは審議資料1を御覧ください。今投映されているものでございます。本改定案につきましては2つの内容がございます。一つは3G移行計画の評価に関するもの、もう一つは、昨年12月に携帯電話用周波数として新たに割当てが行われました4.9GHz帯の評価に関するもの、これらを反映する案となっております。

改定案について3月8日から4月7日まで意見募集を行いました。その結果、5者から意見提出がございまして、内訳といたしましては全て法人、携帯電話等事業者からのものでございました。

表に、提出された意見及び電波監理審議会の考え方(案)を示しております。これらにつきまして、5月15日開催の部会において、部会の委員及び特別委員の皆様にご確認いただいたものとなっております。全体といたしまして、部会での検討の結果、改定案の修正を要するものはございませんでしたが、御意見及び考え方(案)について御説明の上、御審議をお願いできればと考えております。

この後の説明につきましては事務局の柏崎幹事をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○柏崎幹事 それでは評価部会事務局より、改定案の意見募集結果及び審議会の考え方（案）につきまして個別に御説明いたします。資料の表の一番左端に番号を振ってございますので、番号により御意見を参照いたします。

まず全般的な御意見といたしまして、N o . 1 はドコモ社から、ニーズに応じたエリア展開や社会課題に対する各社の取組等も考慮いただきたいとの御意見。N o . 2 はK D D I 社、U Q 社から、調査項目の見直しや調査期間の確保に関する御意見。N o . 3 はソフトバンク社、W C P 社から、基準の見直しは有意義などという御意見でございます。

これらへの考え方（案）につきましては、それぞれ記載のとおり、N o . 1 は、適時適切に検討を行う、N o . 2 は、総務省において今後の参考としていただきたい、N o . 3 は、賛同意見として承る、などとしてございます。

次に、評価の事項及び基準のうち、使用周波数の移行計画につきまして、N o . 4 はソフトバンク社、W C P 社から、今回の3 G 移行計画の評価に係る改定内容に関しまして賛同の御意見がございました。

次に、電気通信業務用基地局の数に関しまして、N o . 5 はソフトバンク社、W C P 社から、まず前段は、ミリ波帯の基地局の数に係る評価基準に関しまして、相対評価とはせず、可能な限り合理的なものとするのが望ましいという御意見。また、後段は、周波数オークションに関し基準の見直しが必要という御意見です。

これらへの考え方（案）といたしまして、前段は、絶対評価の適切な基準の設定は困難と考えられ、各社間の競争促進も期待し、相対評価が適切と考える。また、後段のオークションにつきましては、今後の制度やサービスの状況を踏まえて検討することが適切としてございます。

次に、面積カバー率に関して、N o . 6 はドコモ社から、今回の改定内容である3 G 移行計画における面積カバー率の評価に関しまして、D 評価を設定す

ることは、面積だけではない、ニーズに合わせた事業展開に柔軟に対応できなくなるおそれがあるとの御意見でございました。

これへの考え方（案）といたしましては、今回設定いたします3G移行計画に係る評価方針は、現行の基準の適用ではなく、例外的に各社の移行計画に基づく評価としておりますので、最低限達成すべき目標として、正当な理由もなく満たさない場合はD評価とする原案が適当としてございます。また、なお書きといたしまして、計画策定時に予期し得なかった社会環境の変化等があった場合には、ヒアリング等でその状況を説明いただきたいとしてございます。

続きまして、No. 7はソフトバンク社、WCP社から、前段は先ほどのNo. 5と同様に、相対評価の見直しを希望する御意見。こちらは面積カバー率でございますが、こちらも相対評価の見直しを希望する御意見です。また、後段は、周波数特性の近いほかの周波数帯における評価の考慮などを希望する御意見となってございます。

これに対し、考え方（案）におきまして、前段は先ほどのNo. 5と同様の考え方、また、後段については今後の参考としてございます。

続きまして、無線局の行う無線通信の通信量に関しまして、No. 8とNo. 9は、それぞれUQ社、ソフトバンク社及びWCP社から、通信量の評価において、状況に応じた考慮を求める御意見となってございます。

こちらの考え方（案）におきまして、いずれも適時適切に検討を行ってまいりますとしてございます。

最後に、4.9GHz帯に係る評価基準に関しまして、No. 10、ソフトバンク社、WCP社から、今回の4.9GHz帯の評価に係る改定内容に関しまして御賛同の御意見となってございます。

以上でございます。西村部会長へお返しいたします。

○西村委員 御説明ありがとうございました。「有効利用評価方針」の改定案に

係る意見募集の結果、及び電波監理審議会の考え方（案）について御説明を賜りました。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは御質問、御意見等をお伺いしたいと思います。まず大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。詳細な御説明をありがとうございました。

N o. 5のソフトバンク社からの意見の中でミリ波帯の基地局の数に係る実績評価の基準等云々というところがあります。最後のほうで、今後の周波数オークションとの関連について、オークション制度の中身が具体的にねばなるほど、各社の関心が高まってくるのかなと想定されます。この辺りをどうしていくか、また慎重に御検討いただければと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。事務局から何かございますか。

○吉田総務課長 事務局でございます。

大久保会長代理から御指摘いただきましたオークションの件につきましては、この国会で無事電波法等の改正法案が通りまして、今後具体的な制度設計に取り組んでいくことになります。その状況につきましても、皆様に御報告を随時させていただくとともに、この評価の検討も進めてまいりたいと思いますので、引き続きの御指導をどうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

○大久保代理 分かりました。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田でございます。

もう評価部会の先生方にいろいろ御検討いただいた結果でございますので、私からは特にございません。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（案）はいずれもそれぞれ拝見して検討いたしましたけれども、適切だと考えております。追加のコメントは特にございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

私から一点だけ。No. 6の面積カバー率ですね。ドコモ社から、移行計画に関するD評価について御意見がありますけれども、これはこの考え方（案）どおりで良いと思います。移行計画ですから、各社が計画したものに対してそれがうまくできていない場合に関しては、ヒアリング等で説明を聞いて、それが当該計画の策定時に予期し得なかった社会的な状況が起こった場合は仕方がないですけれども、それについてはやっぱりヒアリングで話を聞いて、適切に運営していきたいと思います。

以上です。

事務局から何かございますか。

○吉田総務課長 笹瀬会長、誠にありがとうございます。部会でも、この正当な理由というところにつきましては議論を先生方に重ねていただいたところでございますので、この改定案に基づきましてしっかり対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○笹瀬会長 西村部会長、何か補足の説明等はございますでしょうか。

○西村委員 私からは特段ございません。これまでのとおりでございます。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは特にほかに御意見はないようですので、有効利用評価方針の改定案

及び意見募集への提出意見に対する当審議会の考え方につきましては、案のとおりとすることとして、改定後の有効利用評価方針につきまして、資料のとおり決定したいと思います。

改定後の有効利用評価方針及び意見募集への提出意見に関する当審議会の考え方につきましては審議会終了後に公表したいと思いますので、資料の公表に関しましては事務局で御対応をよろしくお願いいたします。

また、西村委員におかれましては、部会においての案の整理をしていただきましてどうもありがとうございました。また、大久保会長代理、長田委員、矢嶋委員におかれましても、御意見を頂きましてどうもありがとうございました。

それでは、本審議事項につきましてはこれにて終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○吉田総務課長 ありがとうございました。

○笹瀬会長 それでは、総合通信基盤局の職員の方の御退室をよろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局退室)

閉 会

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

それでは、本日はこれにて終了いたします。答申書につきましては、所定の手続をした後、事務局から総務大臣宛てに御提出をよろしくお願いいたします。

次回の定例会の開催は令和7年6月23日、月曜日、10時からウェブによる開催を予定しております。

それでは本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。